

私幼第 01159 号  
令和 2 年 3 月 17 日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会  
総務委員長 坪井 久也

【特例追加】雇用調整助成金について  
(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ)

日頃より本連合会の諸活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、香川会長を先頭にコロナウイルス拡大防止対策等に取り組んでおるところですが、標記の件、各加盟園でご活用いただきたく、ご周知をお願いいたします。

この雇用調整助成金は、臨時休校に伴う保護者の休業補償とは別で、新型コロナウイルスに伴う減収となった事業者への助成金です。

- ① 景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、
- ② 労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）  
を行い、労働者の雇用を維持した等の場合に、
- ③ 休業手当、賃金等の一部を助成  
するものです。

臨時休園に伴う非常勤講師の休業などは保育料も取っており、施設型給付なり私学助成が引き続きもらえるため減収とならず、①のような条件に該当しないと考えられますが、例えば実費徴収から得られた収入で給与を払っている非常勤のバス運転手等については、通園送迎費を徴収できないことにより給与を払えないという状況が考えられます。

こうした場合に、バス運転手に休業手当を払いつつ雇用を継続し、自宅待機等を命じている時は雇用調整助成金の対象となる可能性がありますので、お近くの都道府県労働局にご相談いただければと思います。

全日私幼連事務局が某県労働局に電話にて確認したところ、「収入が減少して当該職員の給与を払えない状況にあるか審査することとなるが、学校法人等であるからといって対象とならないわけではない」とのことでした。各都道府県労働局で対応に違いが生じる可能性はありますが、都道府県労働局にご相談いただければと思います。

以 上